



石川 康弘 議員
(拓政会)



問 障がい者への差別禁止や配慮を義務付けた「障害者差別解消法」が平成28年4月1日に施行された。同法の施行により、障がい者の環境が大きく変わることに期待されている。本町では、差別的取り扱いの禁止ならびに合理的配慮の提供について、現在どのように取り組んでいるのか伺う。

(1) 現在の取組状況は。

(2) 差別解消を図るための啓発活動を積極的に取り組む考えは。

町長 (1)平成28年4月、「障がいのある方への職員対応マニュアル」を策定し、同年11月、「障害者差別解消法に係る接遇研修」を実施するなど、障害者差別解消法の趣旨と基本的な考え方や障がいの種別の特性に対する理解を深め、全職員が来庁時の対応や各種手続き時において適切な配慮が行えるよう努めているほか、合理的配慮に対する環境の整備として、ヘルプマークおよびヘルプカードの普及啓発に努めている。

問 障がい者への差別解消の取組を

答 障がいのある人もない人も、共に住みやすい社会の実現に向けて努力する

(2)平成28年3月号の町広報紙において、障害者差別解消法の目的、差別の事例や合理的配慮の不提供の事例などの周知を図るとともに、毎年12月号の町広報紙では、「障害者週間」にあわせて、障がいの違いによるサポート方法やヘルプマークおよびヘルプカードの紹介など、障がいに関する特集記事を掲載し、障がいへの理解を深め、差別解消に向けた啓発に取り組んでいる。障がいの者の就労の場として、平成28年5月には役場庁舎内に「ぴよすく」が、29年4月には札内コミュニティプラザ内に「カフェノンノ」が営業を開始しており、多くの町民の方の利用を通して、障がいに対する理解を深めていただく大切な場となっている。さらに、ヘルプマークの理解と普及啓発を図るため、多くの方が日常的に利用する町内のスーパー、コンビニ、飲食店や金融機関、医療機関などを個別に訪問し、ポスター掲示を依頼しているほか、本年12月には「障害者週間」にあ

問 学校における精神障がいに対する啓発教育を

答 一人ひとりの個性として尊重する教育を行っている

問 ほとんどの家族が精神疾患に関する知識に乏しく、情報から孤立している実態がある。教育は最大の予防と偏見・差別の解消の手段である。心の病気に早く気づき、もし心の病気になるってしまったらどうしたらいい、心の病気の人にどう接したらいい、について備える教育が重要だと考える。そこで以下の点について伺う。

(1)学校における精神障がいの啓発教育の現状と取組は。

(2)教職員および保護者に対する研修は。

教育長 (1)各学校において、精神障がいのみならず、あらゆる障がいに対して、一人ひとりの個性として尊重する教育を行っている。また、特別支援学級と普通学級間における共に活動する交流や共同学習は、児童生徒が触れ合うことにより社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、大きな意義を有しているものと考えている。

(2)道立特別支援教育センターや道立教育研究所、十勝教育研究所など様々な機関が主催する研修について、機会あるごとに教職員に対して周知している。また、教育委員会主催の特別支援教育支援員や教員を対象とした研修を実施し、資質向上に努めている。保護者に対して学校主体の研修会は実施していないが、発達支援センターや幕別町自立支援協議会などで講演会を開催している。

